

民事判決情報データベース化検討会

第3回会議議事録

第1 日時 令和4年12月21日(水) 自 午前9時30分
至 正午

第2 場所 オンライン開催

第3 議事

- 1 開会
- 2 有識者ヒアリング
- 3 日本弁護士連合会による海外調査の報告
- 4 有識者ヒアリング等を踏まえたフリーディスカッション
- 5 次回以降の議事、日時等の説明
- 6 閉会

議 事

山本座長：

それでは、定刻となりましたので、「民事判決情報データベース化検討会」第3回の会議を開会したいと思います。

本日は、御多用の折、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日、所用のため、小塚委員、山田委員は御欠席、また、宍戸委員は10時30分から11時10分までの間中座の予定、杉村委員は状況により途中退出の可能性があると承っております。御欠席の委員からは事前に御質問等を承っております。そちらにつきましては、前回同様、適宜のタイミングで事務局から代読をいただきたいと考えております。

それでは、本日の議事に入ります前に、配付資料等について事務局から説明をお願いします。

事務局：

渡邊です。この会議における発言方法については、前回と同様、挙手機能を御利用ください。

続いて、資料の確認をいたします。資料1「民事判決情報データベース化検討会について」でございます。こちらは、委員の交代等を踏まえ、本日時点の情報として更新したものでございます。資料2は、本日予定の有識者ヒアリングの概要を記載したものでございます。資料3は、本日お話を伺うウエストロー・ジャパン株式会社様から提出いただいた資料でございます。資料4は、日本弁護士連合会による海外調査の結果につき、杉村委員から御提出いただいた資料となります。

最後に、会議用資料として、次回以降の日程等について記載したものを配付させていただきました。

資料の確認は以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。続きまして、前回、委員の交代について事務局からアナウンスがあったところですが、本日から、安藤委員に代わりまして、タニグチ直子委員に御出席をいただいております。

タニグチ委員から簡単な自己紹介をお願いできればと思います。

タニグチ委員：

ありがとうございます。ただいま御紹介にあずかりました日本電気のタニグチ直子と申します。私は現在、日本電気で、法務・コンプライアンス部門のコーポレート・エグゼクティブというタイトルで、主に海外を担当しているのですが、この度は、このような場で皆様と一緒に議論に参加させていただくことを大変光栄に思っております。よろしく願いいたします。

山本座長：

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は、海外における判決データベースのニーズ等につきまして、ウエストロー・ジャパン株式会社様に御協力をいただき、ヒアリングを実施したいと思います。

有識者の御紹介等、事務局からお願いします。

事務局：

渡邊です。本日は、ウエストロー・ジャパン株式会社執行役員の中村裕哲様にお越しいただいております。会社の御紹介等は、御提出いただいた資料等にお譲りいたしたいと思います。本日は、資料2のとおり、海外における判決データベースへのニーズや、民事判決情報の先進的な利活用事例等を踏まえつつ、データベース化実現後の将来展望についてお話いただきたいと思ひます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは中村様よろしくお願ひいたします。

中村様（ウエストロー・ジャパン株式会社）：

はい。おはようございます。ウエストロー・ジャパンの中村裕哲でございます。

改めまして、本日は貴重な機会を頂戴しましてありがとうございます。私は、ウエストロー・ジャパン株式会社で、社長室及び製品マネージメント部門で執行役員をしております、中村裕哲と申します。

今日、およそ10分から15分ぐらいということですので、スライドを準備させていただきました。

こちらは、まず、会社概要でございます。私どもの会社は、2006年にアメリカの、当時のトムソンコーポレーションと、日本にあります新日本法規株式会社が設立した合弁会社です。トムソンコーポレーションは現在、ロイター社と一緒になりまして、トムソン・ロイターです。新日本法規からのコンテンツ、トムソンのテクノロジーを組み合わせるといふコンセプトでスタートしております。主な沿革は、スライドの右側の方にリストさせていただきましたけれども、この判例・法令の出版の世界では、アメリカで古く1872年に創業されたウエスト出版社と、それから1948年、戦後早々に設立された新日本法規が、2000年代になってジョイントベンチャーを組んだという形になっています。製品としては、2007年にWestlaw Japan、会社名と同じなのですが、日本法の総合データベースサービスを開始しております。その後、その製品に、法令の変化があればアラートでお客様にお知らせするというようなサービスを追加、製品の充実を図り、現在に至っています。競争環境としましては、恐らく前回プレゼンテーションされました判例データベース各社さんと、良い意味で競争関係にあると考えております。こちらのスライドは以上とします。

ウエストロー・ジャパンの、つまり弊社及び製品の強みについて、簡単に説明いたしま

す。現在、日本の判例データベースは、ほぼ 30 万件強のところでは件数を競っているというか、その辺りに全てのデータベースがあるのではないかと思います。弊社の場合、31 万 5,000 件以上の収録ということと、それから、収録方法としましては、裁判所ウェブサイトからの収録、それから独自に取材していく判例、併せて主要雑誌などに掲載された判例で弊社が取材できていなかったものにつきましては、後から裁判所にお問い合わせ、可能であれば取材させていただくという方法を取っております。要旨、出典、評釈、関連判例ですとか引用判例、被引用判例などの付加価値情報を付加するという作業を、編集部門で行っています。また、判例と併せて法令部分も、親会社の新日本法規から、XML データの提供を受けています。このシステムを用いることで、正確な改正が実施され、併せて即時性を備えて、改正が少ないときであれば翌々日には法令データが最新のものになっているという製品を準備しております。こちらで法令のことを申し上げましたのは、判例データから、裁判時点でどの法律のどの条文が問題になったかということ、その情報と、当時の法令を選択するなどの便利な機能を実現しているというところに特長があるかと思えます。それから、今回、弊社に打診をいただいた中で、おそらく海外の製品を扱っているということも重要だったかと思えます。弊社は、日本で日本法製品を作っておりますけれども、併せて、トムソンロイターの、海外の Westlaw 製品、それから最近では、Practical Law と呼ばれる、イギリス発祥の実務法関係の製品、これを日本で提供するという役割を担っております。これらが、会社の説明と強みと言えらると思えます。

さて、今日頂いているテーマですけれども、我が国における民間データベース利用者のニーズ、それから海外の場合、それから海外における先進的な利活用の例はあるのかということ、データベース化実現後の将来展望ということを頂戴しました。今回、聞ける範囲で、米国と、オーストラリア、ニュージーランドの情報を得ましたので、こちらの情報をこの後まとめてお話しさせていただければと思います。

さて、スライド 5 ページ、まずは日本の判例のデータベース、特に民間データベースの利用者のニーズとは何かということは、我々が常に考えていかなければならないことです。恐らく、同業他社の皆様も同じことをおっしゃられたのではないかと思います。法律のプロフェッショナル、弁護士の皆さん、所属される法律事務所、それから企業の法務部の皆さんです。最近では組織内弁護士の方が増えております。また、法務部のスタッフの方が企業には多くいらっしゃいますので、そこにはニーズがあるだろうと思っております。また、アカデミックセグメントでは、法科大学院はもちろんですけれども、大学、とりわけ法学部を持っていらっしゃる大学、また、法学部を持っていないけれども、法学の教員がいらっしゃって法学の科目がおありのようなところであれば、データベース、法令と判例のデータベースというのは必要ですので、こちらにつきましてもニーズがあると思っております。それから、中央官庁、それから地方自治体、いわゆる官公庁の皆様にも有用な情報だと考えています。弊社としましては、常にこの四つのセグメントを意識しながら、製作・販売に努めております。日本の法律の市場が大きいかどうかということにつきまし

ては、例えば、日弁連の白書や企業内法務の方々のことをまとめた書籍ですね、こういったものを参考にしています。こちらのスライドは以上になります。

続きまして、海外はどうかということなのですが、海外の状況と製品につきましては、私どもの親会社に聞ける範囲で聞いております。今日の会議で御質問頂いて、お答えできないことも多々あるかと思しますので、その場合は、可能な限り親会社の方に、年明けになるかもしれませんが、確認をしていければと考えております。

まず、アメリカについてです。基本的に、全ての州、全ての裁判所を対象にして、データベースを作っていると聞いています。アメリカは国土も広いのですが、公開されている判例数も多いようです。以前は日本と同じように書籍ベースだったのですが、今やオンラインの活用が圧倒的に多いということです。また、アメリカでは、その他の資料、準備書面、答弁書、訴訟記録などが入手できた場合、これらについても製品に投入されていくことになっていると聞きました。その基準は、現段階では把握しておりません。それから、機能の面で、判例等が今、有効かどうかというのが重要だということで、その判定をしているということです。これが編集部門の中で大きな仕事になっているようです。アメリカのウェストローにつきましては、ミネソタ州に法律関係の拠点を持っておりますので、そちらに法務博士の資格を持った人ですとかロイヤーの資格を持った編集者が存在していると聞いております。6 ページ目は以上として、次に移ります。

7 ページは、オーストラリアとニュージーランド、これは両方とも英米法の国ということで、判例が非常に重要なので、ニーズがあつてのビジネスをしていますという回答でした。利用者はどうですかということをお聞きすると、日本と同じなのですけれども、中央官庁と地方の政府機関、法律事務所、大規模事務所から小規模事務所まで使っていますよということでした。それから、企業も日本と同じようですし、アカデミックにつきましては、ここに書いていませんけれども、アメリカもオーストラリアもニュージーランドも、図書館での御利用が散見されます。また以前に、アメリカに詳しい人から聞いたときには、各大学で、このウェストロー製品であるとか他社製品の利用方法についてトレーニングできるトレーナーが存在していて、より効率的な判例検索の方法などをコーチしているということをお聞きしております。オーストラリアとニュージーランドでは、判決文以外の情報はデータベース化しておりませんという回答を得ました。7 ページは以上になります。

こちらは、実はまだ日本で発売されていない製品で、私も生のものを見たことはなくて、可能であれば動画サイト等もお知らせできればと思います（注記：<https://legal.thomsonreuters.com/en/products/westlaw-precision>）。これはアメリカから送られてきた情報で、今年、これらの機能を追加して公表するというお話を聞きました。Westlaw Precision です。こちらの製品については、Westlaw Edge に続き AI も搭載していると思うのですが、これまで以上の圧倒的なスピードで判例検索をするし、引用情報についても恐らく更に AI がそれをカバーするというのではないかと思うのです。それから、文書をアップロードするというのはちょっと分かりにくいかなと思うのですが、恐らくユ

一ザースイドの法律事務所等から訴状等の文書を一度データベースにかけると、そこに必要な関連する判例等を探索してくると思われます。それから訴訟の分析、これは、裁判官の方々を始めとして、データを基にして、いかに洞察するかということに重きを置いていますということをお聞きしました。これまでと同じデータを基にして、現在、AI の利用が進み、それによって編集サイドも今後、変わっていくのだらうと思ひます。変化が起り始めているのではないかという印象をお受けしました。8 ページは以上です。

次のページは、オーストラリアとニュージーランドです。オーストラリアとニュージーランドは、特にオーストラリアは、どちらかというところアメリカで非常に長い歴史を持っているキーナンバーシステムという分類システムの、オーストラリア版を作っているのではないかと思ひます。それから、先ほどの判例情報の変更について、旗の色でこの判例は今有効なのか有効ではないのか等をお示すとか、これまでのアメリカ版の Westlaw の機能を取り込んでいるのと、それから、恐らく今後、アメリカの AI を用いたものが他の国でも一部利用されることになるのかな、という印象です。市場には、競合他社もいらっしやいます。また、オーストラリアには、AustLii という著名な無料のサービスがありますので、これらが市場で競争を担っていると思うのですが、無料サービスは判決文のみで、競争しているそのほかの事業者は付加価値を付けて競争しているということだと思ひます。それから、ニュージーランドのバージョンにつきましては、雇用とか環境、労働安全衛生とか事故、それから刑事事件といったものについて、それぞれに特徴を持ったデータベースを持っているということをお聞きしました。9 ページは以上で、次のスライドに移ります。

こちらは、将来展望ということで、ほぼ個人的な認識なのですが、判例データベースの役割の分担という点では、恐らく裁判所ウェブ、現在も展開されておりますけれども、こちらが市民への情報提供です。弁護士さんを始めとしてプロフェッショナルな皆さんへのサービスというのは、既存の判例データベース会社が提供する製品であったりとか、それから最近、ここ数年、リーガルテックということで様々な、契約書関係をはじめ、サービスが出ておりますけれども、そういったところが今後もしこのサービスに参入されることがあれば、その会社等がプロフェッショナルサービスを担っていくことになるのだらうなと考えています。それから、年間 20 万件の判例が追加されるかもしれないというのが、今、オープン化に向けての話ですが、これについては、裁判の公開というもともとの原則に沿っていいのではないかな、と考えております。ただ、公開される件数の 20 万件というのは、米国に近いだらうと思ひます。こちらには記載していないのですが、恐らく日本の現在のデータベースは、年間に 7,000 から 8,000 件の判例を掲載している。競合関係にある会社が、それぞれに入力して、それぞれに匿名化を行って、それぞれにデータベースに入れていると思ひます。弊社を立ち上げた頃にお聞きした情報ですと、米国では、年間に 25 万件ぐらゐという話を聞いております。今はそれよりもっと多い数字が出てくると思うので、年間 20 万件というのは、規模感として、非常に多い

印象があります。これを今度は作り手として、これまでよりも多い判例をお客様にお届けできるのかというところが、各社の課題になるのかなと考えています。それから、判例オープン化で、直接的ではないかもしれませんが言葉の問題もありますが、より多くの判例が公開されることで、例えば法令が英文化されて外の世界でも見てもらえるようになっておりますけれども、同様に国際競争力にもつながるかもしれない。それから、裁判所からの判例収集の方法につきましては、今回聞いてみたところ、アメリカとオーストラリア、ニュージーランドは、裁判所のウェブサイトか E メールで受信するというのを言っておりました。私どもは、というか日本の場合は、現状は紙で入手して、それをデジタル化しているということで、時間もかかりますしコストもかかるというのが現状です。これが現在検討されているオープンデータ化で、2025 年ぐらいに大きく変わっていく可能性があると考えております。

今回、貴重なお時間を頂戴しましたが、私からの報告事項は以上となります。ありがとうございました。

山本座長：

中村様、詳細な御説明をありがとうございました。

それでは質疑応答に移りたいと思いますが、まず最初に、本日御欠席の小塚委員から事前の御質問を受けているということですので、事務局の方から代読をお願いします。

事務局：

渡邊です。事務局の方で代読をさせていただきます。

米国の Westlaw では、準備書面、答弁書、訴訟記録なども収録されているとのことですが、その中では人名、企業名などを仮名化処理するケースはあるのでしょうか。判決に加えてこうした資料も、多くのものは仮名化処理をしないままに公開することに対して、米国ではどのようなニーズがあるのでしょうか。

山本座長：

中村様よろしくお願いたします。

中村様（ウエストロー・ジャパン株式会社）：

はい。アメリカからの回答が間に合っておりませんので、正確なお答えは改めてメールでさせていただければと思うのですが、この御質問の趣旨と少しずれるところもあります。アメリカもオーストラリアもニュージーランドも、匿名化されたデータの匿名化自体は裁判所が行うと聞きました。そこから出てきたものを編集処理するのは、もちろんウエストロー側で実施するのですが、判決文が出される、送られる判例を決めているのは裁判所ですが、頂いているものについては基本的に搭載している。それから、匿名化についても同じですということですね。ですので、訴訟に関連する資料につきましても、恐らくリクエストしている中で頂けたものについては載せていく、それについて、仮名化の指示が、又は仮名化されたものが届けば、それは行うのだけれども、というスタンスであろうと思います。こちらにつきまして、また正確な情報を得たら、法務省さんの

方を通じて皆様に御開示させていただければと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。

それでは、他に御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。町村委員お願いいたします。

町村委員：

中村様にいろいろと教えていただき、ありがとうございます。私もアメリカでウエストローの判例を整理するという工場のような建物に行ったことがあるのですが、非常にだだっ広い敷地の中でデータセンターのようなものを作っていて、多数の弁護士さんがそこで働いているのだという説明を受けたのですが、お話の中でも、キーナンバーシステムのところで人的なコストが発生するということでした。それにつけても、現在、我が国のデータベースというのは30万件強が最大の規模なのですよね。それに対して、年間20万件の追加があるというのは、毎年、現在のデータベースが1.5倍に増えていくという、2年で二つになるというような、そういう勘定でずっと続いていくということになると思うのですが、果たして、設備面とか保守とか通信環境とか、バックアップなどのハード面、それからそれを支える人的な組織などは、可能性はあるのか、非常に大変なのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどのようにお考えなのかということですね。

それからもう一つ、アメリカのことについてお伺いしたいのですが、かつてのキーナンバーシステムというのは、デジタルではなくて紙の上でやられておりましたよね。現在はデジタルデータで、データを受け取るということですから、メタデータを埋め込むというような形で、それに対して加工するという、そういう作業をしているのでしょうか。そうだとすると、非常に様々な可能性があるとともにコストもかかっているのではないかなと思いますので、その辺、お分かりでしたら教えてください。

山本座長：

中村様よろしくをお願いいたします。

中村様（ウエストロー・ジャパン株式会社）：

町村先生ありがとうございます。まず、一つ目のハードとかシステム関係は今後、新しい形で、年間20万件という形に耐えられるかというお話につきましては、弊社につきましては、テクノロジー関係の方に聞いてみても、まず対応はできるだろうということは言っております。もちろんこれは、必要に応じて、サーバーのスペースを増やしていくということと、検索速度等がそれに対応できるかということで、物理的にサーバーを増やしたりとか、データを格納するところは、今のところ問題ないと考えているのですが、現状のシステムあるいは今後改造していくシステムで、スピード感のある判例検索ができるのかというところは、まだ現実味をもった議論というか想定はできておりません。

それから、アメリカのキーナンバーのお話につきましては、これは私も非常に興味深い

ので、こちらにつきましては宿題にさせていただいて、確認をさせていただきたいと思えます。編集者の数は、恐らく先生が訪問された頃と同じか増えているだろうと思えます。我々、恐らくアメリカ以外のウエストローの編集作業チームというのは、それほど人手がないだろうと思えます。日本も桁違いに少ないので、今後、我々の懸念としては、20万件になったときに、ただ判例を入れるだけではなくて使いやすいデータを作るところに注力できるか、そのときに系統的、あるいはAIのようなものの力をどう借りて良いものにしていけるかということが課題かなと思っています。今お答えできなかったメタデータの件など確認いたしますので、またよろしく願いいたします。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

小町谷と申します。中村様、本日は詳しいお話をありがとうございます。2点ほどお聞きしたいことがあります。第2回の検討会で、判例データベースの会社様が各自の方針を述べておられたのですが、もしもこの年間20万件がデータの状態でウエストロー様に提供されたときに、それを全件データベースとして提供されるという御方針なのか、あるいは、日本は判例に対する需要が違うのでセレクトして提供するという御方針なのか、もしも御方針が決まっていたら、お教えいただきたいと思えます。

もう一つは、アメリカにおりましたときに利用させていただきましたが、Westlawはキーナンバーが一番の特徴で、それに大変なお金がかかっているだろうなというのは推測ができます。アメリカでは、検索をすること自体に料金がかかっていますよね。所属している団体が料金を支払っている場合、つまり研究者であったり官庁だったりすると余り意識されないかもしれませんが、法律事務所の場合はそれが完全に費用となり、アソシエイトについても、いかに迅速に検索をして適切な判例を見付け出して、それでメモを書くかというのが能力の一つとして捉えられています。そこで、料金体系が今後日本のデータベース化によって変わってくる可能性があるのかについても、差し支えなければ、教えていただければと存じます。

中村様（ウエストロー・ジャパン株式会社）：

ありがとうございます。お答えさせていただきたいと思えます。

まず、一つ目の判例の収録の方針ということですが、今のところ、もし全20万件公開されるのであれば、20万件収録をさせていただければと思えます。利用される方々への何か、もし、ふるいにかけるといったら変ですけども、利用者側でこういう判決については見る、見ないということのできるのであれば、基本的にそこで厳選して読んでいただくような形にすべきではないかということは考えています。もちろん、これは全ての、先ほどの町村先生の御質問とも関連しますけれども、サーバーの運用費とか、恐らく出てくると思えますので、そこに耐えられるのであれば、理想型としては全て入れて公開していくことであろうと考えております。

それから、二つ目のアメリカの先生方の御利用というのは私も聞いたことがありまして、ロースクールを始めとして、効率的な検索を勉強されるのは、将来的に従量課金されるデータベースをいかにコストをかけずに利用されて、それがエンドユーザーの負担を少しでも下げられるようにということだろうと思うのですね。日本の場合、今、恐らく従量課金を使っているデータベース会社はありませんし、殊に判例に関しては、かなりの価格競争になってしまったというのが現実ではないかなと思っています。競合他社さんが、恐らく約4社、5社、途中で形を変えられたところがありますので4社、5社という言い方になりますけれども、この形で、弊社がWestlawというサービスを始めてからずっと続いている。つまり、もう15年以上この形が続いているという状況で、市場で仮に値上げを申し上げると、その時点で他のところにスイッチされる可能性が非常に高い状況にあらうかというふうに思っております。これが、どの会社も、サーバーに容量はたくさん入れられるとしても、それを運用する費用ですとか、それから、キーンナンバー又は何かお客様が御利用されやすいものを作っていこうとすれば、編集者又は技術者に人的なコストをかけなければいけなくなりますので、ここは、料金体系というのは2025年以降というところをにらんで、変えていかなければならないのではないかなというふうに思います。現時点で見積りがそろっているものでもありませんから、本当に感覚的なものになってしまいますけれども、私どもの感想としては、そういうふうに思っております。以上でよろしいでしょうか。

小町谷委員：

ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。他にございますでしょうか。増見委員お願いいたします。

増見委員：

本日は大変興味深いお話ありがとうございます。ウエストロー・ジャパン株式会社様のデータベースサービスのグローバルなカバレッジを拝見していました。日本では、一部の外国のサービスも販売はされているというお話で、中身までは見られておりませんが、サービスとしてアジア、チャイナ、ミドルイーストはカバーされていて、ヨーロッパはカバーされていないとお見受けしました。その点につきまして、判例情報の入手の困難さによるものなのか、競合サービスの多さによるものなのか、法域によるものなのか、英米法系、大陸法系、イスラム法系といった環境の違いによってサービス提供の地域を選んでいらっしゃる理由につきまして、御存じの範囲で御教示いただけることがあればお聞きしてよろしいでしょうか。

中村様（ウエストロー・ジャパン株式会社）：

正確なお答えにならないかもしれませんが、まずは、法情報のサービスという点では、例えば、日本で販売していないものでも、現地で販売しているものがあります。それから、現在フランス法を我々の会社で扱っているのですけれども、これにつきましては、

トムソングループでもともと運営していたフランス法のサービスが、フランス国内で他の事業者に移りました。そのため、弊社は、大学等で御利用いただいておりますので、後で不便がないように、我々で販売を継続させていただいているということがあります。あと、ミドルイーストですとか、お隣の国、韓国でも、トムソン・ロイターの運営しているサービス会社があります。ブランド名が必ずしも Westlaw ではなくて、もともとあったローカルな製品名を生かしているところ、例えば韓国ですと、LAWnB という会社になります。こちらは今トムソン・ロイターの下にあるのですけれども、現地語のサービスをしております。この流れというのは私も、判例の入手のしやすさかどうかとは結びついていないような気がします。

日本では、弊社が 2006 年に設立され 2007 年に製品リリースしましたが、その翌年だったと思うのですけれども、中国で中国法製品がリリースされています。これは、恐らく、まず英米法で培った Westlaw というブランドを世界展開しようと思ったのが、恐らく 2000 年代の初期であって、その後、世界に出ている、先ほど申し上げたような、我々ですと一見分からない、例えば南米の国のチリとかアルゼンチンとかですね、サービスの中にも、実は Westlaw と名の付かないサービスが存在したりしているというようなことなのですね。グローバル展開は、現地の市場を調査して決定していると思います。その時点で市場調査をして、製品を作れるのかどうかですとか、ビジネス的に成り立つのかどうかということを検討した上で、その市場に入ったり、出たりということがあるのかなというふうに思っています。したがって、明確に判例が手に入るか入らないかというのが基準になっているのかどうかということは、確定的には申し上げられないのかなと思いました。以上になりますが、よろしいでしょうか。

増見委員：

はい、ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。そろそろお時間ですので、是非ということがもしあればですが、よろしいでしょうか。それではお時間ですのでこの程度としたいと思います。中村様には、詳細な御報告、また、質疑応答にお答えいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは次に進みたいと思いますが、事務局からお願いいたします。

事務局：

渡邊です。中村様からは、海外における判例データベースに関するお話をいただきましたけれども、続きましては、海外における公的な判決データベースの整備状況につきまして、日本弁護士連合会による海外調査の結果を、杉村委員から御報告いただきまして、この検討会における議論の参考にさせていただきたいと存じます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは杉村委員よろしくお願いいたします。

杉村委員：

はい。杉村です。よろしくお願ひいたします。

日弁連の方で、海外調査をさせていただきましたので、御報告させていただきます。何分不十分な調査になっておろうかと思ひますので、御存じの情報等ございましたら、後ほど是非追加でいろいろと教えていただければと思ひます。

本日御報告させていただきます調査対象の国に関しましては、カナダ、オーストラリア、中華人民共和国、台湾、大韓民国となっております。G7 の国も足りないのではないかという状況ですが、他の国・地域についても問合せはしておりまして、回答が遅れて戻ってきているところであったり反応がないところなどもございまして、引き続き、順次調査はしておりますので、また、他の国について、例えばドイツですとかフランスですとかそういったところについて、御報告の機会をいただければ、それまでにまとめをさせていただきたいと思っております。

概要になりますけれども、調査の内容としましては、次のスライドのようなものにいたしました。裁判所による民事判決情報の公開状況、あとは、裁判所から全民事判決情報を取得しているような機関や団体があるかどうか、あるいは、そういう団体があった場合に、そういう団体による第三者への提供の状況などについて、調査をいたしました。調査の方法は、各国の政府機関や弁護士会などに、日弁連の方から、書面にて質問状を送らせていただいて、実際にはメールですけれども、御回答いただいているというのがベースになっております。また、中華人民共和国と台湾に関しましては、北陸大学で教授をされております胡光輝先生が、日弁連の調査員としていろいろと海外調査に御協力してくださっております。今回も、胡先生の方に調査をお願いした部分も含めてございます。回答をくれたところに関しては、カナダの最高裁判所及び法律情報研究所、オーストラリアについては司法省、韓国については大韓弁護士協会、台湾については台湾の弁護士会が回答をくれました。中国については回答がありませんでしたので、先ほどの胡先生の調査をベースにしております。照会は、日弁連に国際室というものがございまして、こちらに弁護士が嘱託として仕事をしておりますので、こちらの国際室の方から、常日頃交流のある弁護士会等に調査をさせていただいております。

続きまして、回答のまとめについて御説明させていただきます。今回、回答を御報告させていただく5か国につきましては、民事判決の公開については、されていますという回答をいただいております。裁判所のウェブサイトにおける全件公開というのは基本的にありますということになっております。ただ、事件の種類等によって、一部公開されていないものがあるということでございまして、こちらは後ほどまた詳しい御報告をさせていただきます。一つ、台湾についてなのですが、こちら、司法院のデータベースと書かせていただいております。台湾につきましては、各裁判所がこの司法院のデータベースに全判決をアップロードしなければならないというような定め方になっていると聞いております。この司法院のデータベースの「司法院」なのですけれども、こちらは国の機関に

なっております。Taiwan Bar Association からの答えによると、憲法の下で最も高位にある裁判所だけでなく全ての審級の裁判所の行政機関であるというような御説明がついておりましたので、裁判所そのものとはちょっと違う面があるかと思えますけれども、この司法院のデータベースに全判決が集約されている形となっております。大韓民国につきましては、現在は確定判決のみが公開されている状況ということになっております。仮名処理につきましては、台湾は基本的に仮名処理はしないということになっておりますが、中国や韓国は仮名処理はしている、オーストラリアにつきましては家事事件のみしているということでございまして、カナダにつきましては、後ほどまた説明いたしますけれども、一部の事件について仮名処理しているものもあるという状況になっております。ここまでが裁判所による公開になります。

続きまして、裁判所から、全判決を取得する機関があるのかどうかというところにつきましましては、韓国以外はありますというお答えをいただいております。先ほどの台湾に関しましては、司法院のデータベースから取得するような形で団体が使っているということでございまして、取得費用、全判決を取得する際に費用がかかりますかという質問に対しては、かかりませんというお答えをいただいております。利用者は一般国民になりますけれども、基本的に利用者の制限はありませんという回答でした。利用料はどうかというところは、基本的には無償になりますけれども、当然、有料のデータベースの団体が、オープンになっているデータベースから判決を取って独自の工夫をされて、いろいろな注釈なども付けて、有料のデータベースは提供されておりますので、それは別という話になっております。先ほど、ウエストローさんの御報告の中にもありましたように、オーストラリアなどは AustLii という民間の団体がございまして、こちらが広く利用されているということです。それについてはまた後ほど詳しく御説明させていただきます。こういう公の団体がやっているものについては、利用料は無料となっております。また、法令上の根拠に関してなのですけれども、こちら、オーストラリアに関しては、州ごとの裁判所とやり取りをされているようでして、州ごとの合意ということが書かれておりました。CanLii につきましては、法律上の根拠はないということなのですけれども、裁判の判決文にも著作権の問題があるので、著作権の複製許諾というものはそれぞれ個別に結んでいるのだというような回答がありました。

仮名処理につきましては、カナダにつきましては法令上の制限がある場合のみ実施をしているということでございまして、オーストラリアにつきましては裁判所の指定により実施をしているということです。中国に関しましては、もともとの裁判所のウェブ上で公開されているものが仮名処理されていることとなりますので、特段、そこから取得した先が何かをするということはないのではなかろうかと推測されます。台湾については、もともと仮名処理せずにオープンにしておりますので、取得した先も何か仮名処理をすることはないと聞いております。韓国につきましては、もともと出てくるデータが仮名処理されているということになります。

それでは、少し詳しく御報告をさせていただきます。まず、裁判所からオンラインで開示されている民事判決情報が全件か一部なのかという点なのですけれども、カナダについては、基本的には全ての判決がオンラインで公開され得るとあるのですが、特に子供の保護であったり、家事事件などの例外もあるということです。保護の程度は法域によって異なるということですし、一部、そもそもオープンデータ化されていない判決があるということです。オーストラリアについては、ほとんどの民事判決はオンラインでアクセスが可能ですということになっておりまして、機微又は何らかの理由によって抑制すべきものについてはアクセスできないという御回答をいただいております。中国については、ほとんどが網羅されていますという回答でした。台湾については、法院組織法という法律で、全ての民事判決は開示されなければならないというような規定がしっかりとあるということです。ただし、証拠保全ですとか強制執行に関する決定は開示されないというような定め方になっております。韓国については、時期によって違いがございまして、2015年1月1日以後に確定した判決というのが既に公開をされている状況になっておりますが、下の方でございます「2）」ですね、2023年1月1日からは、未確定の民事判決も公開する予定というふうに情報を得ておりますので、今後は確定していないものへ広がっていく予定ということでございます。

続いて、裁判所が開示している民事判決情報のプライベート情報について、仮名処理は行われていますかという質問を行いました。これについての各国の回答の状況になります。カナダについては、公開に関する特定の法律上の制限がある場合は仮名化処理を行うそうなのですけれども、基本的には公開情報とされているということです。ただし、先ほどの質問のところ、そもそも子供の保護に関するものであったり家事事件については公開の対象外とされているようですので、そういったものは出てこないで仮名化処理の段階には上ってこないというものもあるという理解になるかと思います。オーストラリアにつきましては、家裁の管轄の案件を除いて、そのようなものはないと認識しているということです。家事関係については仮名化処理が行われているようです。中国については、ほとんど仮名化処理が行われているということです。台湾につきましては、仮名化処理は行われていないということなのですけれども、身分証明書など容易に個人が特定されるものを削除することができるというルールがあるようです。そして児童保護であったり、若年者の福祉と権利の法という法律が特別なルールを定めているという回答もありました。注書きにありますとおり、法院組織法第83条というのが、民事判決情報のオープンデータ化に関する法律のようなのですけれども、それが改正されるまでの一定期間、オンラインで開示された判決は仮名化されていたということです。仮名化されていたものが逆に仮名化されないようになっているという部分があるようでございます。韓国については、プライベート情報は非公開、削除の処理を行うという方針になっておりまして、これはもう少し具体的なものを後ほど詳しく説明させていただくようにいたします。

続いて、先ほどまでは裁判所内のお話でしたけれども、今度は裁判所から取得する団体があるかというところに移ってまいります。これについて、そういう機関・団体がありますかという問いに対しては、カナダが、原則としてありますということです。ただ、全ての判決について全ての裁判所が公開をするわけではないということで、先ほどの家事の事件だとかがあるようです。オーストラリア、中国もあります、台湾もあります、ということなのですが、韓国はないということのお答えがございました。

続いてがどういう団体ですかということで、いろいろな団体を出していただいております。カナダの CanLii、こちらのほかに下の方にはウエストローさんのお名前も出ていますけれども、回答は有料のものと無料のものが混ざっている状態かと思えますけれども、オープンデータ化されているものを使って、いろいろなデータベースがあるようです。オーストラリアについては、公開されていない判決データベースがあるということで、どういうラインでどういうふうに関示を受けてやっているか分からないですけれども、そういったものもあるようでございます。中国は、最高人民法院というのがあるわけなのですけれども、それ以外にもいろいろなものが利用されていますということで、いくつか挙がっております。台湾については、有料のものもあれば無料のものもありますということで URL をいただいておりますので、御興味があれば御覧ください。

ここから更に詳しく御説明させていただきます。先ほどウエストローさんの御報告にもありました AustLii です。こちらは、国の機関ではなくて民間団体になっております。1995 年から活動しておりまして、オーストラリアの全ての裁判所の判決を取得し、公開する団体ということになっております。ちょっと調べたところ、判例法の国では、紙ベースではなかなか判例の共有というのが難しいという中で、インターネットができて、そういうものが広がっていった中で、何とか法律の情報を一元化できないかという動きがあったようです。それで、民間団体が裁判所から判例のデータをもったり、立法府から法律のデータをもったりして、一元的に集約するようなプロジェクトというのが立ち上がって、それがずっと続いているようでございます。こちらの AustLii は、裁判所ときちっと連携をされておりまして、適切な手順・手続に基づいて、無償で判例の提供を受けているようで、きちっとしたデータベース提供が可能になっているそうです。裁判所のウェブサイトに載っていない判決も多くあるという御指摘がありまして、裁判所自身も AustLii を信頼しているそうです。具体的にどういうやり取りをしているかという、裁判所は公開するための判決のデータというものを、メールで AustLii に送付しておりまして、翌日にはアップデートされるという流れとなっているようです。プライバシーですとか、オープンアクセスのバランスを取る必要があるということで、裁判所からですね、恐らくデータベースに上がった後で、取り下げがされたりとか仮名化したいとか、そういう修正の要求が入るようでして、そういうものに対応できるように Google のような検索エンジンに、AustLii のケースデータというものをインデックス化させないようにしているそうです。データの利用というものに一定の制限がある、ということになります。

AustLii は、二つの大学がベンチャープロジェクトとしてスタートさせて設立したものと伺っております。その資金は、国から何か予算が出ているということではないようで、一般からの寄付ですとか、資金援助により成り立っていると書かれています。具体的には、出版社であったり、インターフェース会社であったり、大学等の研究機関であったり、法曹界からも出ているようです。似たようなものに、カナダにも CanLii がございまして、こちらなどは、ちょっと調べたところ、弁護士会や弁護士が年間いくらかというような費用を出して、それが資金の一部になっているというようなものもございまして。

実際の AustLii の画面になりますけれども、こういうものになっておりまして、次のページが検索です。試しに「divorce」で検索をかけてみますと、こういう形で上の方に 3 万 6,760 のドキュメントがありますというのが出ておりますけれども、こういう形で検索をすることができて、下の方を見ていただきますと、日付など、こういう形で検索ができるものになっております。こちらの中からプリントなどもできるようになっております。

続きまして、韓国についての御紹介をさせていただきます。韓国につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、現在は確定判決をオンラインで公開している状況になっておりまして、来年 1 月からは未確定のものも出てくるということになっております。裁判所において、個人情報公開されないように保護措置（非実名処理）を実施しているという特徴がございまして。

この非実名処理についてももう少し詳しく御説明します。非実名処理の範囲ということで処理基準を出させていただいているのですが、民事訴訟法の中に、確定判決の閲覧、謄写、複写の条文がございまして、インターネットで公開するというものが、まず民事訴訟法の中に入っているようでございまして。そして、民事判決書の閲覧謄写に関する規則などがございまして、こちらで具体的な開示についての規定がございまして、その中に非実名処理をするのだということもきちっと規定がございまして。そちらの非実名処理に関しては細かい基準がございまして、それがこちらのスライドでお示ししているものになっております。具体的にどのようなものかということなのですが、第 4 条の第 1 項を見ていただきますと、「次の各号の場合を除き、判決書等に示された個人情報保護の必要がある事件関係人の氏名、名称は原則的にすべて非実名処理する」ということで、原則が非実名処理、例外が非実名処理をしないということです。例外としては、第 1 号で、「当該事件の裁判官、検察官、訴訟代理人又は弁護人である弁護士又は弁理士」ということ、もう一つが、「国家機関や地方自治団体、公共機関の運営に関する法律による公共機関」ということで、こういった人たちの名前などは非実名処理をされていないということになります。この事件関係人というのは、他の条文できちっと定義をされておりまして、調べましたところ、こちら関係人は自然人だけでなく法人や団体も含まれるということになります。続いて第 2 項ですけれども、事件関係人を特定できる情報として、非実名処理するものが各号になります。一つ目が「姓名に準ずるもの」ということで、名前だけではなく

て号、屋号です。IDであったり、ニックネームも入るようです。「連絡先」としては、電話番号、Eメールアドレス、あとは居住地住所など。「金融情報」として、口座番号、クレジットカード番号、小切手番号など。また、「その他の事件関係人又は第三者を特定できる情報」ということで、例えば、不動産の情報であったり、住民登録番号、車の車両登録番号、法人登録番号、事業者登録番号及びそれに準ずるものということ、かなり細かく規定がされております。基準ももっと細かく見ていきますと、実際に非実名処理する場合にはアルファベットを使いますとか、住所はこういう形で非実名化しますよという具体例なども、この基準に載っておりますので、また何かの機会があれば御報告させていただきたいと思っております。では、以上です。

山本座長：

ありがとうございました。

それでは杉村委員の今の御報告について質疑応答に移りたいと思いますが、まず最初に、本日御欠席の小塚委員から事前の御質問を受けているということですので、事務局から代読をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。小塚委員から御質問を頂いておりますので、私の方で代読をさせていただきます。

AustLii についてですけれども、数年前に資金確保で苦勞しているという学会報告を聞いた記憶がありますが、その後、状況に進展は見られたのでしょうか。現在の資金状況について、情報がありましたら御教示ください。

山本座長：

杉村委員、もしお分かりのところがあれば、いかがでしょうか。

杉村委員：

せっかく御質問いただいたのですが、現時点では、その辺り、詳しい情報がまだ調査できておりません。なかなか、苦しい状況だということが載っているようなものが見つからず、現在の資金状況等、何か調べられるかどうかなど、引き続き調査させていただきたいと思っております。

山本座長：

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは、ほかに御質問あるいは御意見のある委員は御発言をお願いいたします。中原委員お願いいたします。

中原委員：

大変参考になるお話だったと思います。誠にありがとうございました。日本で今、計画されているような制度の仕組みとの関連で、他国と比較するということが重要なのかな、というふうに思いまして、そういう観点から、それぞれの国について疑問に思ったことを伺えればと思います。

まず、オーストラリアについてですけれども、整理をしていただいた表によれば、全件公開で、仮名処理は原則としてしないという前提の下に、日本で言えば利活用機関がそのまま判決を持っていくことができるというような形になっているのだと思いますけれども、AustLiiの説明の中で、9ページのスライドだと思いますが、裁判所との緊密な連携と適切な基準手続を設けるというようなお話がありましたけれども、それは具体的にはどのようなものかという点が気になりました。

それから、台湾に関しても、仕組みとしてはオーストラリアと同じことなのではないかと思いましたが、仮名処理について、昔は仮名処理していたのだけれどもそれを現在では仮名処理しなくなったという方向に転換したという、そこの経緯を経験しているというのが違うのかなというふうに思いました。スライドの6ページのところでしたけれども、この背景について、何か分かったことがあれば教えていただきたいなと思いました。

それから、韓国についてですけれども、韓国の場合は、全件公開で仮名処理もするということなのですけれども、基本的に裁判所が全てやっていて、したがって、情報管理機関とか利活用機関とかいうところは観念されないということなのではないかと思いました。他方、日本で現在検討されている制度は、仮名化処理をAIに任せるところで、仮名処理は大変だという前提を置いているのだと思いますけれども、韓国において、裁判所が仮名処理をするときの具体的な実務というか、どのような形でその「大変な」作業をやっているのだろうかということが気になりました。

いずれもお分りの範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。どれも今回の日本で計画していることとの正当性に関わることかと思しますので、伺う次第です。

山本座長：

それでは杉村委員お願いいたします。

杉村委員：

ちょっと順番が前後してしまうのですが、まず韓国については、規則などを見ますと、裁判所事務官等は非実名処理をしなければならないという規定の仕方をされてはいるのですが、どうやら実際には事務官等が行っているわけではなくて、非実名処理を担う機関、団体なりがどうやらあるようです。ただ、今回こちらからの照会に対していただいた回答からは、その辺りの具体的な事項についての御回答がありませんでしたので、こちらは、引き続き、何か確認ができるかどうか調査をさせていただきたいと思えます。

台湾については、仮名化処理の転換が起きた背景というのは、頂いた回答からは分からないところですので、すみません。お答えができず申し訳ありませんが、こちらの方も何か追加の調査で分かったことがあれば、こちらの方で御報告させていただきたいと思えます。

オーストラリアの緊密な連携についても、いくつか質問をほかにもしてはいて、その辺分かれば、という関連する質問もあるのですが、具体的なものの御回答が頂けていないところではございます。そこまで深掘りして調べられるか分からないのですけれども、こち

らも引き続き、調査が可能かどうか調べてみたいなど。

なかなかお答えができておらず、申し訳ございません。

中原委員：

どうもありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

御説明ありがとうございました。私からは、今、カナダ、オーストラリア、台湾の仮名処理について子供、家事などについてはされているというふうには伺いましたけれども、いわゆる消費者事件については対象外ということなのかということをお伺いしたいと思います。もう1点ですね、有料と無料ということで、提供の仕方があると思うのですが、有料と無料の場合の利用者の範囲というか、利用者の状況に違いがあるのかということ、特に、個人、市民が使うというケースについては無償ということになるのかということ、その辺のところをお伺いできればと思います。

杉村委員：

消費者事件についてはですね、頂いたお答えの中には消費者事件について別段の定めがあるというお答えはなかった状況でございます。中には、機微情報についてとか、例外があるというものもありますものの、ケースバイケースで配慮が必要なものの中に消費者事件のものが入ってくるのかもしれないですが、何かカテゴリーとして明確にあるというようなお答えは頂いていないというところでございます。

有償、無償に関しましては、有償の利用システムということになってきますと、ちょっとそのサービス会社がどのようなところと契約されているかということになりますので、こちらとしては調べようがなかなかないのかなということは思います。先ほどウエストローさんの御報告にもありましたように、通常は有料のサイトを使われてサービスを利用されるというのは、やはり職業的にそういうものが必要というところだったり、研究のために必要というところが多いと思いますので、一般の方はやはり無償の一般的なものを使われているというのが通常なのではないかなと思っております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

三つお聞きしたいことがありまして、一つは、仮名化とか削除について申し出る窓口みたいなものは、各国であるのでしょうかというのが一つと、二つ目は、それがこじれた等で、紛争になった事例を御存じでしたら教えてくださいというところで、三つ目は、それぞれの国のデータ保護法との関係について、お分かりであれば教えてくださいという、以上3点です。よろしくお願いいたします。

杉村委員：

ありがとうございます。今回、最初に御説明したとおり、書面によってこちらから質問事項をお送りしている中に、窓口があるかとか、紛争についての質問がなかったものから、その点は正直全く分からないところでございます。申し訳ありません。

それぞれの国の保護法との関係というのも、質問事項に入れておりませんでしたので、ないところではございますが、先ほど、台湾では、個人情報保護法の関係が変わった関係で改正されてということがございましたので、実際には、そういう関係でこのオープンデータの在り方というのを検討されているのだと思います。

先ほど口頭で御紹介させていただきました韓国の民事訴訟の中でインターネットによる開示があるということについてですが、その中で個人情報保護措置というものも別途定めるとなっておったりしまして、その辺りで意識はされてのものなのだと思いますが、何とか法があるから仮名処理されるのだとか、何とか法の関係で出せないのだとか、そういったところで、それぞれの国の個人情報の保護の条文を挙げて御回答いただいた国はない状況ではあります。

板倉委員：

ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

どうもありがとうございます。大変興味深いお話で、お調べになったのは、現在のところは英米法諸国と、アジアということになったと思うのですが、ほとんど、裁判例を無償で、利用者を制限することなく、オンラインでデジタルデータとして提供するらしいということがよく分かりました。問題は仮名処理のところなのですが、中国、韓国以外の英米法の諸国、台湾はそちらに入るのですけれども、ほとんどしていないということで、そうになると、日本で懸念されているような弊害というのはそれらの諸国では起こっていないのかなと。先ほど消費者事件なんかの問題も出てきましたが、債務者となった者をリスト化してマーケティングに使うとかですね、そういったことは起こっていないのか、起こっているけれども問題視されていないのかという辺りがちょっと知りたいところかな、と思ひまして。ちなみに、最近読んだ論文で、アメリカの場合には、やはり問題視されているようでありまして、離婚事件からフィットネスクラブのマーケティングに使うとかですね、離婚された人に売り込むと売れやすいらしいのですが。それから、雇用の際の人物調査ですね、これは前科情報だと思うのですけれども。それから、保険会社の審査などで、裁判記録から何らかのデータを利用するとか、最もひどい例としては、賃貸借の差別につながるようなデータとして裁判記録を使うとか。恐らく問題視されているようなのですけれども、そういう話というのは、カナダやオーストラリア、ニュージーランドなどではあるのでしょうかというところです。

杉村委員：

ありがとうございます。その辺りについては質問事項の中に入れていないので、今回の回答の中では、そういうものは申し訳ございませんがなく、実際にどうなっているのかが分からないところではございます。ただ、先ほどどこかの国の御報告をさせていただいたときに、後の取下げであったり、後の仮名処理があるような御回答もありましたので、実際には、オープンデータになってから、何らかトラブルなり、何か配慮が必要になって、修正等をされているものもあるのだらうと思いますので、全くないわけではないのだと思います。けれども、何か大きな動きとして仮名化の流れがあるとか、そういうような情報は、こちらでは確認できていないところではございます。

町村先生のお話を伺っていて思い出したのですが、M&A とかやられる弁護士の方から、海外であると、訴訟を抱えているかどうかとか、そういったものは、こういった判例データベースを調べればすぐ分かるのだけれども、日本では全く分からないので、その点についての情報開示を求めて、表明保証を求めるとか、そういうことがあって、なかなかどこまで相手を信頼できるか、やはり情報はあった方が良いとおっしゃっていた方がいたのを思い出しました。そういう意味では、いろいろな信用調査的に、広く実名が出ると使われている現状というのは、一般的にあるのだらうというのは、先生の御指摘いただいたとおりかと思います。ありがとうございます。

町村委員：

その辺の適正利用なのか、それとも不適正利用なのかの境目も難しいですね。M&A であつたら、どちらかという適正利用だという気がしますし、それはやはりデータがある方が良いという方の根拠材料になりますし、差別につながるとなると、どこからが差別かということは分からなくなってしまうのですけれども。もし追加調査されるということであれば、エピソードなどあれば、議論があるかという辺りも追加いただけるとありがたいです。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、予定していた時間もまいっておりますので、この程度とさせていただきたいと思います。杉村委員におかれましては、大変興味深い海外の状況について御報告を頂き、誠にありがとうございました。また、追加調査、もしされるようでしたら、本日出た問題意識等についてもお願いできれば大変ありがたいと思います。

それでは次の議題に進みたいと思います。事務局からお願いいたします。

事務局：

渡邊です。前回の会議から今回の会議にかけまして、民事判決情報の利活用の可能性について、研究者のお立場から御発表をいただきました。また、民事判決情報の利活用の現状と将来展望につきまして、判例雑誌の出版社、それから判例データベース会社の皆様から、我が国、国内外のお話を伺いまして、海外の制度については日本弁護士連合会から先ほど御報告をいただいたところです。

本日は、これまで様々なお立場から伺ったお話を踏まえまして、この検討会における今後の議論の末に実現されるであろう民事判決情報データベースの在り方につきまして、皆様のイメージを共有するため、委員の皆様から自由に御意見を頂戴したいと考えております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、フリーディスカッションということですが、次回以降、より具体的な議論を行っていただく上で、事務局においても資料というか、たたき台というか、そういうものを作成していく手掛かりを求めているというところもあろうかと思っておりますので、御意見でも、コメントでも、あるいは感想でも、何でも構いませんので、またどなたからでも結構ですので、時間の許す限り御自由に御発言を頂ければと思います。鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

はい、ありがとうございます。感想でも可ということですので感想めいたことになってしまうのですが、お話を聞きし、制度比較とかを行う上で、やはりこのデータベース化することで個人情報保護偏重となりすぎないようにも配慮すべきとする一方、アメリカとかであれば保護命令の発令が日本より強力でかつ容易にでき、加害者側の権利保障もしっかりしているというようにも聞いておりますので、そういったことなど、ほかの制度とのバランスによって実現されている面というのは多分にあるのではないのかなというふうに考えております。町村委員からの御指摘もありましたけれども、そういった考慮も必要なのかなと思いました。あと、これまでのお二方の御報告を本日拝聴し、発表資料に出てきたアジア以外の地域というのは、基本的にアメリカとかニュージーランド、カナダ、オーストラリアは英米法を採用している国であると考えられますので、日本で同レベルのデータベース化であるとかオープンデータみたいな形で情報公開を検討するのであれば、やはりそのデータベース化の目的としてその判決情報の利活用のためということのみをもって国民の理解を得ていくことが果たして可能なのかということについては、少し検討が必要なのかなと考えたところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは巽委員お願いいたします。

巽委員：

巽でございます。初回の会議で、仮名化の上オープンデータ化するという話と、データベースを作るという話は違う政策なんじゃないかということをお願いしていたところですが、今日特にオーストラリアと韓国の例を見ますと、やはりこの二つにはそれぞれの論点があるように感じたところです。仮名化・オープンデータ化に関しては、オーストラリアは恐らく裁判所が自分でやることは想定しておらず、外部の事業者によって、問題があったら裁判所からものを言って、例えばデータベースから降ろしてもらうというようなことを想定しているということでしたけれども、韓国は一応建前上は裁

判所がやることになっているということでした。そうすると、仮名化処理を外部の情報管理機関に任せるかどうか自体がまず一つ論点なのだろうと思われます。ただ、途中の質疑では、韓国も裁判所がやるように見えて実はほかの機関に任せているのだという話が出ておりましたし、裁判所がやっている建前だけれども実際は外に任せているという実態がもう少し解明されますと、この会議にとって更に重要な示唆が得られるように思います。付随して、仮名化を外部にやってもらうとしたら、費用負担をどうするのか、そもそも既存の事業者には引受手があるのかという話も出てくると思いますので、その辺りまでいろいろ諸外国の情報を頂けるとありがたいなと思った次第です。もう一方のデータベースの構築に関しても、裁判所が自分でやるのか、外部に任せてしまうのかは分かれているように承知しまして、オーストラリアは AustLii にデータベースの構築も任せてしまっていて、むしろ裁判所自身が自分で検索できない判決も AustLii に載っているの信頼しているという話でしたので、ある意味一貫しているのかなと思ったのですけれども、韓国の場合は、恐らくですが、仮名化は外部に委託しているけれども、データベースの構築は裁判所がやり、裁判所のウェブサイト上で外部からも一部利用可能にしているということだろうと思います。ですから、データベース化も裁判所がやるのか外部にやらせるのかというのが、仮名化と同じように論点になりそうに思ったのですけれども、データベース化とか仮名化だと考えなければいけないことが変わってきそうですので、それぞれについてももう少し深掘りするのが大事なかなというふうに思ったところです。また、鹿島委員がおっしゃったのですが、私もほかの国をもうちよっと思いながら、日弁連さんの話だとドイツとフランスは回答が返ってくる見込みがありそうだということでしたし、その状況が分かるとよりありがたいなと思っています。各国における判例の位置付けというのは、いわゆる判例法主義と制定法主義の違いのように、法学の体系の根本の点に関わるので、データベース化やオープンデータ化の在り方にも影響している可能性がありますし、データ保護の観点から見ると EU は突出していますので、EU のデータ保護法制の中でこの話がどう動いているのかが加盟国レベルで分かると大変ありがたいです。少し長くなりましたが以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

明治大学の湯浅でございます。私も今日の御報告を伺いまして、個人データ保護法制との関連、あるいはプライバシーとの関連というのは先ほど来、各委員の皆様から御指摘のとおりでございまして、先ほど板倉委員も質問されていましたが、個人データ保護法制の方が上位に来ているのかどうかということは、もう少し各国の状況を見てみたいなという気がいたしました。それからもう一つ、本日の御報告を伺っていて、もう少し検討する必要があるのかなと思ったのは、個人名ではなく法人名・団体名をどこまで保護すべきかということと、それからもっと言うと、商品名・サービス名、あるいは商品名・サービス

名を推知できるような事項までもある程度マスキングしている国があるのか、あるいは他国ではそこまではしていないのかというような点も、少し比較検討する必要があるのではないかと思った次第でございます。

山本座長：

ありがとうございました。板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。個人情報法制との関係が主に私の所掌だと思いますので、その点をお尋ねします。これまでいろいろなヒアリングを受けて、最初の頃にも述べましたが二つ問題があります。一つは、従前の判例データベースと個人情報保護法制、現行の個人情報保護法との関係をどうするのかということと、もう一つは異先生からかなり詳細にありましたが、今回の立法措置をどうするのかというところだと思います。これはもういずれも今回の会議である程度決着をつけておかなければならないというか、後半は当然ミッションに入っているわけですが、前半もかなり検討しないといけないと思います。従前の判例データベースについて、最も望ましいのは今回に合わせて立法することだと思いますが、それは難しいということであれば、恐らく選択肢は二つで、一つは今までの運用はとりあえず置いておいてオプトアウトの届出をしてもらうことです。個人情報保護委員会のオプトアウトの届出をもらう。そうすれば第三者提供ができるわけですが、一つ問題がありまして、オプトアウトで第三者提供する場合は第三者提供の確認記録義務が1回1回、全てかかります。それに耐えうるデータベースを作れるかどうかという問題があります。もう一つ、従前、紙の判例雑誌は何で許されているのかという問題があります。紙の判例雑誌の場合は、一つは個人データではないのかもしれないということで、第三者提供の規制はかからないということかもしれませんが、しかし、個人情報の規制はかかるとすると、利用目的規制はあります。そうすると何で許されてきたのかということになります。あまり整理したことはないですが、「著述」（個人情報保護法第57条第1項第2号）である等として例外事由に当たるというふうにしてきたのかもしれませんが。判例雑誌は「報道」（同項第1号）ではないと思いますので、「著述」なのかなど。判例雑誌は判例に何らかの付加価値を加えて提供していますので、そういう整理は可能だと思います。その場合は、適用除外により確認記録義務もかかりません。この辺は個人情報保護委員会と詰める必要がありますが、とりあえず私はこれらのどちらかで整理せざるを得ないと思います。一番良いのは立法ですけれども、できないのであればどちらかだというふうに思っています。

今回の立法措置については非常に難しい問題があつて、要するに判決は最初裁判文書として現れます。ここまでは民事訴訟法の問題だからまあ良いと。それがたまったものは司法行政文書になります。この段階で、委託を受けた情報管理機関が仮名化をして、仮名化したものを情報管理機関自らが提供を受けるというふうに整理するのか、司法行政文書になっている判例の塊はそのまま生で情報管理機関に提供されてそこで加工すること

とするのか。この二つはスキームが違いますので、これをどちらにするのかというのは早めに決めた方がいいと思います。繰り返しですが、裁判所が加工するというのであれば、裁判所が委託をして仮名化したものが提供されるという整理になります。そうではなくて生データがそのまま提供されて、情報管理機関で仮名化してから再度提供しますということもあり得ます。ぶり返して最高裁には申し訳ないですけど、司法行政文書の部分は個人情報保護法がかかりませんので、もしそこは仮名化してから提供するというふうに書くとなると、今まで司法行政文書には法律が関わっていないところに、特別法として一部かけるという形になります。生データのまま提供してしまうということであれば、それは個人情報のらち外のままとにかく提供し、提供した先の情報管理機関のところは今回の特別法がかかるのだという整理になります。その後のデータベース化の部分はもう巽先生おっしゃったとおりですが、最初の部分は二つのスキームのうちどちらにするかにより、保有主体がどこの段階で仮名化して出すかというふうに法律に書く部分が変わってきますので、早めに決めた方がいいかなと思います。私は司法行政文書も最終的には個人情報保護がかかった方がいいと思っていますので、最高裁は嫌がるかもしれませんが、委託して仮名化した上で出すという方がいいだろうと思います。やることは一緒にデータの動きは一緒なのですが、どちらの建前で行くかです。そこは早めに決めた方がいいかなと思います。以上です。ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは最高裁判所お願いいたします。

長田委員：

最高裁判所の長田でございます。司法行政文書の関係の御指摘も頂いたところですが、まず、司法行政文書の情報公開あるいは個人情報保護については、確かに御指摘のとおり、それぞれ法律の世界での規律はございません。ただ、同様の枠組みを最高裁判所裁判官会議の議決で要綱という形で定めておりますので、同じような取扱いをしているという形にはなっております。もう一つ、板倉委員から御指摘いただいた司法行政文書と裁判文書の切り分けの部分ですけれども、裁判文書から司法行政文書に切り替わるのはなぜかというところについては、便宜供与としてそれぞれ外部の判例社等が必要だという形で申出があり、それについて適切だということになった時点で、裁判部門で作成された裁判文書を、司法行政部門が司法行政文書として取得するという前提になっておりますので、裁判文書が当然に司法行政文書の形になっているわけではないと理解しているところではあります。ですので、便宜供与の依頼があったときに、司法行政文書に切り替えるかどうかを判断していく、そういう理解をしております。

山本座長：

ありがとうございます。クラリファイしていただきましたが、ほかにいかがでしょうか。町村委員お願いいたします。

町村委員：

様々な議論を聞いていて、特に今日、個人情報保護との関係で大変重要な問題であることを再確認するのですが、そこで議論するに当たって、今の個人情報保護法制を当然の前提としてですね、それを議論する、その中に判例情報の提供ということも組み込んで適合するような形でやるのか、それとも、判例情報は全く別というような観点でいくのかというところの認識についてもう少し議論する必要があるなというふうには思いました。もともと判例情報のオープンデータ化は、その公開の理念としては、公共財としての意義であるとか、判例という情報が法令に準ずるものとして国民主権や民主主義、更には知る権利といった人権の問題に関わってくるので、これを一概に出さないということは今言ったような理念に対して問題であると、そういったところからオープンデータが始まったものかと思いますが、他方で、弊害との関係は考慮しなければいけないということはもちろんですので、要するに主幹がどこにあるのかっていうことを前提にした上で弊害をいかに除去するかっていう、そういう方法論が必要なんじゃないかなというふうに今思った次第です。その上で論点はどういうふうになるのかなということですけども、そこからちょっと意見もないのですが、整理の枠組みとしてちょっと考えたところなんですけども、まずはデータの収集であって、収集のところではコストとかシステムの問題になって、あまり理論的な問題ではないような気もしています。データの加工のところなんですけども、仮名化が必要であろうということはおそらく共通認識なのかなと。英連邦諸国の例を挙げて必要ないということもありそうな感じはしますが、しかし、法人名については議論がありますけれども、個人名についてはさすがに必要なんじゃないかというところでおおむね一致しているのかなと思うのですが、それを超えて更に基準ですね、匿名化と言えるところまでいったらちょっとやっぱりデータとしての完全性が損なわれますし、そうすると復元可能な形でもまあ仕方がないっていう話にやっぱりなってしまいます。それを誰が実行するのかと、コストの負担をどうするのかという辺りは技術的な問題ですけども、重要なことだろうと思います。仮名化以外の加工についても、データベース会社に付加価値をつけるという形で委ねるとするのは一つの考え方だと思いますが、今回のスキームでタグ付けなどを加工する、XML化をするということも一つの考え方であろうと思います。やるかどうか、そうすべきだと言っているわけではないのですけれども。それからデータの利用面では、誰でも利用できるっていうのがもちろん理想なんですけども、その範囲とか、あるいは利用者を区分して利用可能範囲などを区別するというのも方法論としてはあり得るのではないかと。これは弊害の除去との関係で、そういうようなやり方をすればデータの自由な利用と弊害の除去を両立させることが可能であれば、そういうようなことを考えていかなきゃいけないと思います。あとAIのためのデータ利用というのは、これは別立てだというふうに何となく考えていたような気もしますが、誰が何のためにAIにそのデータを利用させるのかということを見ると、どういうケースを考えるのかということによって、全く自由に使わせてしまっているのかというところ

から、いやいやちょっと待てというところまでであろうかと思います。そうすると AI というのをマジックワードにして、全てをそっちはもう全部生データをというふうに済ませたい気はしないような気がしております。あと弊害の除去ですが、クレーム対応で、弊害が出てきたときにどうクレームするかということですね。先ほどオプトアウトというような恐ろしい話が出てきていますけども、少なくとも個人が第三者提供をやめてくれと言ったらオプトアウトできるような仕組みというのは、とてもとても考えられないので、そうではない形で、しかしクレーム対応というのがどういう仕組みでできるのかと、どこまで対応しなきゃいけないのかというのは議論になるポイントだろうというふうに思っております。そんな感じで、あの、全然意見はまだ練られていないのですが、論点はそんなところになるのかなというふうに思った次第です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。最高裁から先ほどお返事をいただきましたが、そうすると裁判文書が司法行政文書になるこの切れ目というのは、今のところは各部とかにお願いがあって便宜供与した時点ということになります。多分それは到底今回の仕組みでは耐えられないですね。何らか立法をすることになります。もちろん最高裁に御迷惑をおかけするつもりもないし、裁判所に余計な事務が増えたら全く DX にならないので、多分定期的にデータベースに入れるデータを裁判所から出すという時点で、司法行政の方の管轄でというか、今回のルールが適用になりますというのをきちんと書き込むことだと思います。結局、それぞれの部が裁判文書を渡した段階で文書の性質が変わっているわけですが、それはちょっとさすがに今回の仕組みでは耐えられないと思います。実際の事務フローに合わせてどこのラインでというのを決めるということだと思います。

もう一つは、しつこく言って申し訳ないのですけれども、個人情報保護法の対象ではないということは、逆に言うと個人情報保護委員会と相談もできないことになってしまいます。本件のデータベースを用いたいろいろなビジネススキームが恐らく出てきます。いろいろなデータを使った AI とかでやりたいことの相談が事業者から来たときに、個人情報保護委員会と無関係だということだと裁判所だけでそれぞれ受けなきゃいけない、毎回最高裁がお世話するのかということになります。個人情報保護委員会にはビジネスサポートデスクというものもあって、いろいろなスキームの相談に乗っていますから、私は法の対象になって一緒に相談に乗ってもらった方が事務総局の負担も少ないだろうと思います。結局、アドホックに判断せざるを得なくて、それは個人情報の専門家ではないのでいろいろ負担もあるでしょうから、部分的にでも委員会が見るといようなことになった方が負担も少ないだろうと思います。ルールは一緒だということであれば、今までどおり守っていただければ良いだけで違法な状態が生じるわけじゃないですけども、そういうメリットもあるのだということもお伝えしておきたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

私、今回はほかの業務の関係で出席することができませんで、大変申し訳ございませんでしたが、少しだけ意見を申し述べさせていただきたいと思います。基本的には、先ほどの町村委員からの御発言が共感するところの多い御意見だったと考えているところです。

まず、第一に個人情報保護法との関係です。今、板倉委員からも詳細にわたる御指摘があり、私も十分に認識できていない論点があり、大変勉強になったところですけれども、やはり個人情報保護法との関係で、どういう位置付けにするのかというところが、このスキームを考える際に一番重要な点ではないかと思います。規制権限として、個人情報保護委員会をどういうふうに活用するのかということは、少し確かに問題があるのかもしれないと思いますが、ただ実体規範レベルで個人情報保護法のルールをそのままこのスキームの前提にするということは、好ましいことではないという気がしております。私は本来、個人情報保護法の専門家ではありませんので、同法のもともとの趣旨についてあまり大上段な議論を展開できる自信はないのですが、ただ個人情報保護法の基本的なスタンスとしては、個人に紐付いた情報は全て一律に保護するという前提に立っていて、もちろんそれ以外の利益も考慮しますが、しかし一応個人情報だということになると特定のルールが当然適用されるという考え方であると思いますので、それが民事判決情報に原理原則のレベルで本当に妥当するのかというと、私はそうではないのではないかと気がしております。先ほど町村委員も御指摘になったとおり、もともと民事判決の記録というものは、裁判の公開原則も当然ある中で、全国民に等しくアクセス権限があって、民事判決情報の利益というものも本来国民全員に帰属すべきものだということがあるはずで、にもかかわらず、個人情報保護法の視点からすると、当事者限りのものとして極力公開すべきでないものとして扱われるということは、そもそも前提がおかしいのではないかと気がしております。その辺りについて、個人情報保護法との関係できちんとした整理を行うということが、まず第一に求められているのではないかとと思うところです。

それから、もう一つ具体的な制度設計の問題について申し上げますと、先ほど来、仮名化の問題に非常に注目が集まっている議論がされていると思いますが、仮名化の問題に過剰に関心が集まるということは、この問題にとって本質的な点を見失わせる恐れがあるのではないかと気がしております。本検討会の第1回の会議で、私の方から、スキーム全体でどういうふうに個人情報を保護するのかを考えた方がよいということをお話ししたと思いますが、これも先ほど町村委員からの御発言があったところで、仮名化を弱くしてアクセス可能な対象を狭くするバージョンと、仮名化を強くかけてアクセス権限は広く付与するというバージョンと、幾つかのバリエーションを設けるというようなことは十分考慮に値するのではないかと思います。民事判決情報を使う側の利便性・有用性も、いろいろな種類や段階があると思いますし、社会の中の様々なニーズがあると思

いますので、特定の有用性・利便性だけを想定して、その人たちだけが使えるようなスキームにするというのは、先ほども申し上げました民事判決情報というものは国民の共有財産であるという前提からすると、やはりまずいのではないかと、社会の中に存在する様々なニーズにそれぞれ対応できるような複数のやり方を用意しておく方が良いのではないかとこの気がしております。ちなみに、手作業で何バージョンもの仮名化を行うということは凄まじく大変なことです。やはりそれはAIの処理が実現する前提での議論にならざるを得ないと思いますが、少なくとも、そういう形でアクセス権限を広く付与するタイプのもので狭くするタイプのものという仕組み——ここでは2段階みたいな言い方をしましたが、もっと何段階も途中にあっていいと思います——そういう幾つかのタイプの仕組みを内部に持つスキームは、検討していただく価値があるのではないかと考えている次第でございます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。増見委員お願いいたします。

増見委員：

今、米村先生の方から御発言のあった、仮名化の範囲を広くするのか狭くするのか、及び、そのアクセス権限を広く付与するか狭く付与するかという大きく分けて二通りの考え方があり得るというお考えにつきましては、非常に納得がいき、そのとおりに思って拝聴していました。企業としては、法人名・団体名・商品名・サービス名等が仮名化の対象になり得るかということが非常に大きな関心事ではあります。本日、弁護士会の調査の結果を拝聴していて、私は基本的には英米法のように個人名も含めてデータを開放する考え方に馴染みが深かったため、中国と韓国では基本的に仮名化をするという考え方で処理がされているということに非常に興味深く拝聴しておりました。このような考え方の違いが、何かしらの文化的なコンテキストや、国民感情に根差しているものなのかどうかということや、日本国民の考え方がどちらに近いのかということも、一つの視点として掘り下げると面白いのではないかと考えております。韓国における仮名化処理の考え方がどのようなロジックに基づいているのかということや、同様に、中国においてもどのような考え方でほとんど仮名化処理をする実務を行っているのかということが調査できれば、大変参考になるのではないかと考えた次第です。以上意見申し上げます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。町村委員お願いいたします。

町村委員：

先ほどの板倉委員の御発言の中で、個人情報保護委員会がこの問題にタッチできなくなるということは、やはり不都合だとは思っております。個人情報保護法の対象外であるというふうに考えるというよりは、むしろその中の特則という位置付けをして妥当な法制度を構築する、それがいいのではないかなと考えていますが、例えば医療情報などはそういう方法にはならないのでしょうか。

米村委員：

一応、質問されたような気がしますのでお答えしますが、医療情報には関しては、もちろん基本的には個人情報保護法の枠、個人情報保護委員会の規制権限から出るという前提ではありませんので、その中で議論はしております。ただ、個人情報保護法の枠組みの中で特殊スキームを作るという話で考えられていますので、それと同じようにすれば良いということであれば、先ほどの町村委員の御意見とも整合するのではないかと思います。

山本座長：

ありがとうございました。町村先生よろしいですか。

町村委員：

はい、ありがとうございます。

山本座長：

それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

情報公開も個人情報保護法も同じだと思いますが、裁判所はどちらの法律からの対象にもなっていない、もちろんそれにはきちんとした理由があるのだと思います。行政機関の中の仕組みの中に、司法行政文書部分だけとはいえ、組み込まれているいろいろな判断がされるということが適切なのかどうかという問題点はないでしょうか。つまり、司法の独立という意味から問題がないのかも考えておかなければいけないのではないかと私はお話を聞いていて思いました。あと、どこまでオープンにできるのか、仮名化が割と一大論点のようになってしまっているような気がします。基本的には判決は何のためにあるのかということから出発しないと、システムを構築する時に、既存の法律に合わせてこのシステムを作ろうよということは少し違うのではないかなと思うのです。もともとあるのは裁判の公開であって、判決は基本的には閲覧が可能なものであるわけですから、そこから出発して、それがデータベースというものになった時に生じ得る弊害というものを考えて、それをどういうふうに予防するか、あるいは、事後的な対策として、公開してくれるなという話が出てきた時に対応するというやり方もあるでしょうし、様々なやり方があると思います。第1回目の時に申し上げましたとおり、やはり判決の公開は、社会の、国民のためにあるという前提からスキームを作っていきたいなと改めて思いましたので、ここでもう一度発言させていただきました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。一つは、単純に議論の整理ですが、私がオプトアウトという話をしたのは、従前の判例データベースを適法化するための話の一つとして出ただけで、今回のものをオプトアウトにするという話ではありません。今回のものは立法ですので、

今、司法行政文書に個人情報保護法がかかっていないという話とは別に、明らかに一部はかかる形の個人情報保護法制ができるので、その設計は今回の利害関係に合わせて適切にやれば良いと思います。その際に、裁判との切り分けの所は立法した方が良いのではないかということは先ほど申し上げたとおりです。もう一つは、一つ情報提供というか考察ですが、韓国が仮名化しているのは、彼らは情報自己決定権を憲法上の権利だと認めてしまったという経緯があるので、その波及なのではないかなというところがあります。割と日弁連は情報自己決定権が好きなのですが、憲法上の権利として認めてしまったがために、韓国の個人情報保護法に入れた仮名情報が憲法裁で違憲になりそうだという話もあります。これは先般行われた情報ネットワーク法学会で高木浩光先生が研究発表していきまして、その資料もアップされていますが、そういう経緯があつて、要するに本人関与を強く認めすぎた弊害が出てきているのではないかなということが予測される場所があります。いずれにしろ、今回の立法は立法で適切に定めて、それは全部、個人情報保護法があろうがなかろうが特別法として適用されますので、司法行政文書全般に個人情報保護法がかかった方が良い悪いということは別の論点で、私はかかった方が良く繰り返し申し上げておきますが、今回決める話ではないのもそのとおりです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸でございます。すみません、今日少し所用で出たり入ったりしていて、大変失礼いたしました。今、御議論いただいていることを伺って、3点申し上げたいと思います。第一は、個人情報保護法の適用があるかないかというお話、あるいは適用させた方が良いのではないかというお話がありますが、仮に適用させたとした場合に判決のデータが個人情報データベースを構成するのか、個人データになるのかどうか、個人データになると格段に規律が上がってくるわけでございますが、そこら辺の整理は、まずもって必要だろうと。それから2点目は、仮に個人情報保護法のフル適用があるとしたしましても、法令上の規律によってオーバーライドできる、個人情報保護法はそういう意味では外の法律に弱い法律でございますので、しっかりとした立法を作って、この問題に対応することが適切なのではないかという意味で、私は板倉委員の御意見に賛成でございます。むしろ、実質論として申しますと、個人情報に外形的に当たるかどうかということ、あるいは個人情報保護法の規律がかかるかどうかということ以前の問題として、実質的なプライバシーの配慮をどういうふうに考えていくか、この判決のオープンデータ化、あるいは判決データの限定的な提供によってどういう問題が起きるか、そこをしっかりと規律するということがまず大事なのではないかと思えます。2点目で、そこから先でございますが、先ほど来、仮名化というデータの加工の入口のお話が出ていましたが、これも何人かの構成員の先生から御発言がありましたように、裁判所から判決データを御提供いただいて、しかるべき機関を経て、今日お話いただいたウエストロー様のような事業者さんのとこ

ろでしっかり扱われて、最後、我々研究者であったり、法律家であったり、あるいは一般の方々に届くといったような、データの全体の流れを見て、どこにそのプライバシーであるとかのリスクが顕在化するのか、それをどのタイミングで介入して規律をすれば適切にコントロールができるのか、その全体の流れをしっかりと見た上で議論することが一番大事なのではないかと思います。最後3点目でございますが、その流れ全体ということで申しますと、出た瞬間もそうですが、裁判所から出たデータを受け取られて、しかるべき加工等をされて送られるといった瞬間がやはり一番規律としては大切です。ここがプライバシーを含むデータのガバナンスを、この判決データの流れで規律すべき一番重要なポイントだと思います。ここについては、実際にガバナンスをしていくためにも、しかるべく財政的、あるいは人間的な基盤が必要だと思いますので、これについていろいろ試算などもあるのかもしれませんが、そういったものを基に、そこに求められる要件とか機能を具体的に議論していく必要があるのではないかと考えております。私からは以上でございます。ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございます。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

私の方は、裁判の公開ということについての理解が国民には十分ではないということがまず前提にあると思います。今まで公開による弊害というものが明らかになっていなかったと思いますので、そこが意識されていなかったのではないかと考えます。データベース化されることによる弊害が具体的にどういうものがあるのかということや、それを改めて分析する必要があると、それによってその弊害の除去のためにはどうしたらいいのかという工夫が必要だと思いますが、それを例えば有償・無償、あるいは利用する人が誰なのかということなどを検討して、それによって弊害が除去されることがあるのであれば、それを取り入れることが必要だと思います。データベース化の目的であるとか、それから苦情の申立てをする仕組みについて、やはり国民へ周知していくということが非常に基本的には大変重要なのではないかなと考えているところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。それでは最高裁判所お願いいたします。

長田委員：

最高裁判所の長田でございます。司法行政文書と、あるいは個人情報保護、そういった関係で御議論いただいているところかと思っております。先ほど、小町谷委員から御指摘いただいたとおり、情報公開あるいは個人情報保護の関係で、裁判所がオプトアウトされているということについては、司法の自律性を尊重していただくという形でそういう法制になっているのだと思います。実質的に申し上げますと、裁判文書と司法行政文書というものは、カテゴリーとしてはもちろん別になるわけですが、裁判文書と司法行政文書は密接な関係がございます。その関係で何を司法行政文書と言うのか、裁判文書と呼ぶのかというこ

とも含めて、ある程度裁判所の方にお任せをいただいているということかなと理解しています。今回御議論いただいている部分についても、裁判文書からどういったものをデータベースに移していくのかという点も、裁判文書とも密接な関連性があるので、その部分について裁判所の方でどういったことができるのかということをご皆さんの議論との間で噛み合わせていく必要があるのではあるかと思っています。なので、先ほど御議論で出たところで申し上げると、司法行政文書に個人情報保護法制がオーバーライドしてくるという形よりも、この裁判文書の中で判決データベースとして活用されるべき情報を個人情報保護法制の中に取り出していき、そこで、裁判所の世界と外の世界との間の接点を調整させていただくという方が合理的な考え方なのかなと考えたりしているところではあります。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。今日の段階ではこの程度でよろしいでしょうか。宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

ありがとうございます。今、最高裁から御発言いただいたこととの関係で私自身経験したこととの関係で申しますと、裁判所と同列に御議論するのは、もちろん話が違うと思っておりますが、NHKの情報公開につきましても、実は似たような問題がございました。NHKは、報道機関と特殊法人の両面をもっておりますことから、情報公開制度において、基本的に国とは別立てのものを作るということになり、そしてNHKにおいて情報公開の仕組みを独自に持ち、また審査会も独自に持っております。その際に問題となりましたのは、放送関係文書という、ここでは憲法上司法権の独立と機能的に等価だと思いますが、報道の自由、取材の自由による文書については開示の対象としないとNHKにおいて定める、そうでない経営文書については、国民の税金ではないですが、受信料により、また法律に基づいて定められている機関であることとの関係で、開示を対象とするという仕分けをNHK自ら行い、実際NHKの情報公開の実務において申しますと、この経営文書と放送関連文書の線引きが常に問題になってきたところでございます。やや似た話だなと思われるわけですが、1点申し上げますと、今回の問題については純然たる司法行政文書というよりは、もともと裁判の公開に関わり、また国民の権利にも様々な形で直接にかかるということから、要綱レベルで裁判所でお定めになる場合に規律ができるものなのか、裁判所規則において定められて、一般的な法律の仕組みと調整をするといったこともあり得るのではないかと、あるいはそれが望ましいのではないかと等、裁判所がお持ちの規則制定権のその範囲、またその趣旨にかかる問題が顕在化していると思いますので、少し裁判所におかれましてもお考えを整理いただいて、この問題をこの場での御議論と調整することが、筋の通った議論になるのではないかと考えて発言させていただきます。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

事務局からもし何かあればと思いますがいかがでしょうか。

事務局：

渡邊です。特に個別の意見についてどうこうということはありませんで、本日様々な御意見、御示唆をいただいたと思っております。いよいよ次回から適正な利活用に向けた民事判決情報データベースの在り方について議論を深めていきたいと思っておりますので、今日までにいただきました御意見を踏まえて、少し資料作りを工夫してみたいと思います。ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。大変、網羅的に様々な点について委員の皆様の御関心を伺うことができ、私自身も大変勉強になりました。それではそろそろ時間がまいりましたので、本日の議論はこの程度とさせていただければと存じます。事務局の方から今後の日程等について御説明をいただければと思います。

事務局：

渡邊です。次回以降の会議の予定は、会議用資料として配付した資料のとおりとなります。議事の詳細は後日、事務局から連絡いたします。以上です。

山本座長：

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。長時間にわたりまして熱心な御議論を賜り、ありがとうございました。次回以降、先ほど事務局からの御紹介もありましたとおり、具体的な制度作りに向けた論点、ブレイクダウンをして、御議論をいただくということになろうかと思いますが、引き続きどうかよろしく願いいたします。それから、今日は今年最後ということになろうかと思しますので、皆様方にはどうぞ良いお年をお迎えいただければと思います。それでは本日はこれで終了いたします。ありがとうございました。